

川崎市青少年科学館収蔵庫燻蒸業務委託 仕様書

- 1 件 名 川崎市青少年科学館収蔵庫燻蒸業務委託
- 2 実施場所 川崎市多摩区柗形 7-1-2 川崎市青少年科学館 収蔵庫
- 3 履行期間 令和 7 年 7 月 6 日（日）から令和 7 年 11 月 30 日（土）まで
※ただし、収蔵庫での燻蒸作業は、令和 7 年 7 月 6 日（日）から
令和 7 年 7 月 11 日（金）までの計 6 日間とする。
- 4 燻蒸目的 殺虫・殺卵・殺カビ
- 5 燻蒸対象及び容積 収蔵資料等 532.8m³
- 6 使用薬剤 酸化プロピレン＋アルゴン混合ガス【商品名：アルプ】
- 7 燻蒸方法 48 時間密閉燻蒸
- 8 基準投薬量 アルプ：48g/ m³
- 9 投薬方法
 - (1) 燻蒸剤の溶解作用による資料の汚損防止のため、気化器を用いて完全にガス化させて投薬すること。
 - (2) 投薬時には防爆型軸流ファン・アース付きケーブルを使用して内部濃度を均一にすること。
 - (3) 内部濃度を定期的に計測し、有効濃度以下に低下した場合は直ちに追加投薬を実施すること。
- 1 0 ガス濃度測定
高濃度・低濃度およびガス漏れを検知できる測定用計器を備えること。測定機器はそれぞれの薬剤に適した、薬剤メーカー推奨の機器を用いること。
- 1 1 漏洩検知
燻蒸中、漏洩の有無を確認しガス漏れがあるときは速やかに処置すること。
- 1 2 排気作業
 - (1) 高濃度ガスの排出は活性炭に吸着させて排気すること。尚、どちらも投薬量と同等の活性炭を用いること。
 - (2) 濃度低下後の排気作業は、天候・風向き・風速・周囲の状況を考慮し、安全を確認した上で行うこと。
- 1 3 効果測定方法
 - (1) 効果判定を行うため、室内に供試虫及び供試菌のテストサンプルを 3 箇所以上設置し、燻蒸後その効果確認を行うこと。
 - (2) テストサンプルは第三者研究機関の供試虫（コクゾウムシ 50 頭）及び供試菌（黒コウジカビ）を用いること。
 - (3) 第三者研究機関による燻蒸処理判定書はそれぞれ 1 通ずつ報告書に添付すること。

1 4 安全確保

- (1) 投薬からガス排出後終了までの間、立入禁止区域を設定し、「燻蒸中につき立入禁止」の警告表示を適切な箇所に掲げること。但し、4日目以降は開館することから、排気作業には十分に注意して行うこと。
- (2) 投薬からガス排出までの夜間を含む2日間は2名以上常駐し、第三者が建物内に侵入しないよう努めること。また、ドイツ標本箱等密閉性の高い標本箱が多数あることから、工程期間中に排気作業が完了するよう考慮すること。

1 5 燻蒸完了と検査および結果報告

- (1) 安全確認検査には「ガステック検知器」を用いて測定し、使用薬剤の酸化プロピレン濃度 1ppm 以下になるまで排気作業を継続すること。
- (2) 燻蒸作業が完了した時点で、館側の検査を受けなければならない。
- (3) テストサンプルの殺虫 100%、殺カビ 80~100%をもって本仕様書に定める燻蒸はすべて完了したものとする。
- (4) 燻蒸結果については、各測定データを含め報告書にまとめて速やかに提出するものとする。

1 6 燻蒸による汚損防止

- (1) 作業の実施にあたっては、関係法令に定める事項を尊重しなければならない。
- (2) 資料の汚損を防止し、もし汚損・損傷した場合請負業者の責任において原状回復するものとする。

1 7 作業主任者の有資格

貴重な文化財と毒性の高い薬剤を使用するために、作業者は下記の資格を有するものとする。

- (1) 文化財虫菌害防除作業主任者・・・作業主任者
- (2) 特定化学物質作業主任者・・・作業員全員
- (3) 危険物取扱者 乙種 4 類・・・作業員の中に 1 名以上 なお、作業員は全員燻蒸経験者であること。

1 8 受託者の責務

- (1) 燻蒸中は常に安全に努め、随時ガス漏れの有無を点検し、第三者・職員・作業員に害をおよぼしてはならない。
- (2) 業務上の過誤については、すべて受託者の責任において処理すること。

1 9 経費の負担区分

燻蒸作業の実施のために必要な経費は、次の負担区分によるものとする。

- (1) 受託者が負担する経費は、燻蒸作業に必要な機械器具費、材料費、薬剤費および工事費等、委託者が負担する経費（光熱費）以外の一切の経費とする。
- (2) 本仕様書に記載されない事項については、公益財団法人文化財虫菌害研究所の「文化財の燻蒸処理標準仕様書 2012 年版」並びに「燻蒸処理危害防止処理規定」に準ずること。